

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、公金の管理についてでございます。

我が国の金利動向は、歴史的な低水準で推移してきております。平成25年4月に日銀が異次元の量的・質的緩和を導入し、一昨年10月に追加緩和を実施、マネタリーベースは大きく拡大しております。債券利回りも短期から長期に至るまで低利の状態が続いていたところ、今年1月29日、日銀はマイナス金利政策の導入を決定いたしました。長期金利の指標となる10年国債利回りは2月に入ってマイナス金利となり、我が国にとっては初めてのことで、これは世界でもスイスについて2例目と聞いております。10年国債を満期まで保有すれば確実に損をするということであり、国債の安全神話が崩れた歴史的な出来事でございます。

こうした厳しい金利環境の中でも、地方自治法でも定められているとおり、最小の経費で最大の効果を上げることは自治体の責務であります。運用においては収益である利回りを最大化し、資金調達においてはコストである利払いを最小化することが効率性向上の取り組みであります。資金運用は市民の財産の運用であります。また、資金調達は市民の負債になりますから、その責任は大変重要であります。

そこでお伺いいたします。歳計現金と基金の運用について、どのような基準で運用されているのか、その決定過程をお伺いいたします。また、本市の歳計現金と基金の各利回り、そして全体の利回りは幾つになっているのかお伺いをいたします。

例えば大分県の国東市は、平成25年度に基金運用利回りが1.96%という全国トップクラスの利回りを達成したということで、平成26年度の地方公共団体金融機構主催の地方公共団体ファイナンス賞を受賞しております。この国東市の資金運用の取り組みに対してのご所見をお伺いいたします。

続きまして、資金調達についてでございます。市債は償還方法、借入期間、利率、据置期間の有無などの償還条件によって適用される調達金利の利率も変化をします。その調達の基準と決定過程、そして市債の借り入れ先の選定を含めてお伺いをいたします。

次に、先ほど国東市が地方公共団体金融機構主催の地方公共団体ファイナンス賞を受賞したと述べましたが、同じく岐阜県の各務原市が資金調達部門でファイナンス賞を受賞しております。市債の利息額を抑制する工夫を行い、3億5,000万円の経費削減効果があるとの試算結果が出るなど、全国的にもあまり例がなく、先進的でほかの自治体の参考になるとして高い評価を受けております。この各務原市の資金調達手法の取り組みに対してのご所見をお伺いいたします。

続きまして、公金管理をする職員の育成でございます。公金管理は地道で華々しくはありませんが、非常に重要な部門であります。専門的な知識と最新情報の収集、経済状況の把握、全体最適かつ長期的な視点に立った判断が必要であり、その結果を評価、検証し、PDCAサイクルの中で管理する体制が望まれます。そのための人材育成の取り組みについて、現在の取り組みとこれからの方針についてのご所見をお伺いいたします。

2項目めといたしまして、土地の所有者不明化についてお伺いをいたします。

東日本大震災から5年を迎えようとしております。まだまだ多くの人々が仮設住宅で生活し、将来が見通せないままの生活を送らなければならない現状が続いております。一日でも早い生活環境の復旧、希望の見える生活を念願しております。

被災地では、移転用地の取得において、所有者不明や法定相続人多数のために権利関係の調整に膨大な時間を要する事例が続出していると聞いております。相続時に登記の名義変更が行われないまま代がわりが進んだ結果、法定相続人が数十名に上り、いざというときに権利関係の調整がつかない土地の所有者不明状態が大きな問題としてクローズアップされております。

三大都市圏では地価が上昇に転じ、外資による不動産投資も活気づく一方で、地方では土地価格が低下していき、山林や農地の管理放棄とともに所有者が相続登記を放置する権利放棄が進んでいるのが現状であります。東京財団のレポートによれば、相続を機に登記放置される可能性のある山林は、個人所有山林全体の25%に上ると推計され、耕作放棄地、入会林野、いわゆる共有林と言われておりますけれども、入会林野などを含め、権利放棄される土地は今後30年以内に300万ヘクタールに上るおそれがあると警鐘を鳴らしております。

本市では地域面積の60%を山林が占め、農地が多いためその例外ではないと思います。そこで権利放置の中で、大きな問題の1つである入会林野、いわゆる共有林についてお伺いをいたします。

入会林野の問題は私も相談を受けるのですが、税務課、納税課では、市民からどのような相談を受けているのか、具体的にお伺いをいたします。

2つ目といたしまして、本市における入会林野の面積と課税している件数についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。会計管理者。

[斎藤広美会計管理者 登壇]

○斎藤広美会計管理者 歳計現金と基金の運用についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年度に行いました歳計現金と基金運用の金額、期間、利回りにつきましてご説明を申し上げます。

歳計現金につきましては、支払いのための決済用資金としているため普通預金での運用としております。平成27年度の基金の運用でございますが、減債基金につきましては、平成26年度決算後の普通預金残高26億1,816万2,000円の運用をしております。運用に当たりましては、市公金運用指針に基づき、市内の7金融機関から見積書を徴し、最も高い利回りを提示した金融機関に預けるものとしておりますが、ペイオフ対策として上位2行へ分散し運用をしております。

運用額は4本に分けており、内訳を申し上げますと、1つが10億円、期間207日、利回り0.095%。2つ目が6億1,816万2,000円、期間が207日、利回り0.095%。3つ目が5億円、期間207日、利回り0.075%。4つ目が5億円、期間232日、利回り0.075%となっております。

次に、平成27年度の財政調整基金の運用でございますが、平成26年度決算後の普通預金残高4億1,201万6,000円の運用に当たりましては、平成27年度当初予算で財政調整基金から2億5,000万円の取り崩しを見込んでいることから途中解約が想定されるため、指定金融機関への定期預金として運用しております。運用額が4億1,201万6,000円、期間が232日、利回り0.025%となっております。

次に、歳計現金、基金の運用の各利回りと全体の利回りについてのご質問にお答えいたします。

歳計現金の利回りにつきましては、決済用資金のため普通預金としており0.02%でございます。

次に各基金で運用しております定期預金は全体で58本、長期運用の国債等は2本でございます。定期預金58本の内訳につきましては、利回り、本数、額面の順でご説明申し上げます。0.025%、17本、10億1,140万805円。0.055%、3本、2億3,300万7,117円。0.075%、9本、20億4,851万4,152円。0.08%、3本、2億7,000万円。0.095%、3本、17億406万478円。0.105%、7本30億8,835万5,383円。0.115%、3本、13億7,481万7,485円。0.182%、1本、10億円。0.200%、14本、57億7,749万1,470円。国債等につきましては、1.060%、1本、6億3,645万1,944円。1.290%、1本、2億2,986万2,000円。合計で173億7,396万834円を運用しております。また、基金全体の利回りにつきましては0.174%となっております。

次に、高率で運用ができている自治体についての所見につきましてのご質問にお答えいたします。

高率で運用している自治体につきましては、個別の基金をまとめて一括運用する方法で、10年から20年の長期国債等を購入し、高率な運用を行うものです。当市におきましては、使用目的のある基金は定期預金での運用を行い、元本を取り崩せない果実運用型の基金である地域福祉基金、まちづくり振興基金につきましては、長期の国債等で運用しております。

現在の国債金利はマイナス金利の導入により、10年国債がマイナス金利となっており、15年国債以上の長期債でないと利子につかない状況となっております。資金運用に当たりましては元本保証を最重要と考えており、特に国債等による債券運用は満期日まで保有することで元本を得ることができますが、突発的な事情で資金が必要となり途中売却した場合には元本割れのリスクを伴うことになることから満期日までの保有を原則としております。

また、金利につきましては、国内外の経済情勢等により変動するため、現在の長期金利時での債券運用は見合わせ、今後の金利の動向を注視し、適正な時期を見きわめ運用すべきものと考えております。あわせて、金利の一括運用につきましては、先進地における資金運用基準や資金運用計画等の取り組み状況につきまして調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、公金管理をする職員の育成について、現在の取り組みとこれからの方針についてのご質問にお答えいたします。

現在までの取り組みでございますが、毎年県主催による会計管理者、会計担当者、財政担当者

を対象とした債権管理資産運用等の研修会に参加して、安全な資産運用などの内容につきまして、金融専門の講師からの研修を受けております。また、証券会社主催による債券運用の研修会へも参加し、運用方法等の研修を受けているところでございます。今後におきましても、引き続き会計及び財政担当者において資金運用関係の研修会に参加し、運用に関する知識の習得に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに公金の管理についてのご質問の中で、資金の調達についてのご質問の1点目、資金調達の基準とその決定過程についてのご質問にお答えをいたします。

市債の引き受け先の選定に際しましては、世代間の負担の公平確保の観点から長期にわたり低金利で借りられるものを基本とし、引き受け先を決めているところでございます。また、市債を起す際は、合併特例債や過疎対策事業債といった交付税措置のある有利な地方債を活用しているところでございます。

市債の借入れ先は、公的資金である財政融資資金、地方公共団体金融資金、民間等資金である銀行等引き受け資金の3つに分類されているところでございます。それぞれ起債の種類に応じて借入先が定まっております。

財政融資資金と地方公共団体金融資金は、借入利率は設定されておりますが、償還期間、据置期間は起債の種類によりそれぞれ期間が決まっており、その期間の範囲以内で財政状況や後年度負担を考慮し借り入れることとしております。

銀行等引き受け資金では、償還期間、据置期間を設定し、市内の金融機関に借り入れ条件の調査を実施し、この中で最も低利な金融機関に決定しているところでございます。

続きまして、2点目の借入金の利息額を抑制して経費削減効果を上げている自治体への所見についてお答えをいたします。

最小の経費で最大の効果を上げることは自治体の責務であり、資金調達においてもコストである利払いの最小化に努めていかなければならないと認識しているところでございます。当市におきましても借入利子を抑制するため、公的資金においては借入先で示されている償還期間、据置期間の範囲内で財政状況や後年度の負担を考慮しながらできるだけ期間を短縮しており、また銀行等引き受け資金においては、償還方法を総返済額が少なくなる元利均等償還にすることにより経費の削減に努めているところでございます。

一例を申しますと、昨年度借り入れをいたしました緊急防災減災事業債2億290万円の借り入れにつきましては、地方公共団体金融機構からの借り入れで償還期間は30年以内、据置期間は5年以内となっており、仮にこの30年償還、5年据え置きで借り入れた場合の利率は1.2%でございましたが、実際の借り入れでは10年償還、1年据え置きとすることで借入利率は0.3%となり、30年償還、5年据え置きと比較いたしますと、総返済額では4,000万円の減額となっているところでございます。

各務原市の事例でございますが、最適な資金調達方法を検討し、先例にとらわれず見直しを重ねていく姿勢は大変参考になるところでございます。こうした優良事例を取り入れることにより、調達コストの削減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

市債の発行は、世代間の負担を平準化する機能があり、財政運営には欠かせないものと考えておりますが、持続可能な財政基盤を維持するという観点から、引き続き市債の借り入れ抑制による公債費の縮減により財政の健全化に配慮してまいりたいと考えております。

次に、土地の所有者不明化についての2点のご質問でございますが、1点目の入会林野の課税、納税について市民からどのような相談があるのかというご質問にお答えをいたします。

固定資産税の納税通知書は代表者に送付をしているところでございますが、その代表者が共有者のところを回って集金をしている場合には、代表者の高齢化や死亡などにより後継者がいなくなるといった事情から、共有者間での集金が困難となっているといった相談が年に数件寄せられているところでございます。また、過疎化により地元に残る人が減少する中、共有者の相続人が誰なのかわからなくなったり、相続人自身が共有地の存在を知らなかったりといった相談も、件数はごくわずかでございますが寄せられているところでございます。

入会林野に限らず共有の固定資産につきましては、「地方税法」の規定により共有者全員に連帯納税義務が課せられることになっておりますが、代表者を選定していただき、その方に納税管理人となっていただく方法をとっているため、このような内容の相談は本市だけではなく全国的に増えていくものと考えているところでございます。今後さまざまな事例の相談が寄せられることと予想されますが、引き続きまして法令等に従い適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の本市の入会林野の面積と課税件数についてのご質問にお答えをいたします。

把握をしている範囲で本市の入会林野の面積は959万6,000平方メートルであり、課税山林1億1,989万6,000平方メートルでございますけれども、この約8%を占めております。また、課税件数でございますが613件でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

最初に公金の管理についてでございます。最初に資金の運用について詳細にお答えいただきまして、おおむね理解をいたしました。この中でやはり国東市の例というのは非常に参考になるかなという思いがしております。そういった意味でしっかり研究していただいて、その内容を把握していただきたいなと思います。

例えば、基金の一括運用でございますけれども、本市は一括運用はされておられません。国東市は一括運用を行って、先ほどの高利回り1.96%を平成25年度に達成しているということであり、本市は0.174%ですからかなりの格差がございます。国東市は一括運用により、平成23年度は、基金合計124億円のところ約2,000万円の運用収益であったんですけれども、平成25年度は基金が135億円になりましたけれども、運用収益は2億1,900万円になった

という実績がございます。そういった意味では、一括運用というのはキーポイントになるのかなという気がいたしますので、ぜひとも研究をしていただきたいなという思いであります。

2点目の資金の調達についてでございます。先ほどのご答弁の中で、起債の引き受け先のご説明を伺いましたが、金額ベースでは公的資金の割合と民間資金の割合はどのようになっているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 公的資金は196億261万円で全体の83.5%でございます。民間資金でございますけれども、38億6,070万円で全体の16.5%でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 公的資金が83.5%、民間資金が16.5%というご答弁でありました。この割合ですが、全国の地方債の統計では、民間資金の割合が年々増えております。全国自治体の現状では約6割を民間資金が占めているようであります。本市ではこの構成がかなり違っておりますけれども、その理由があればお答えください。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 資金の調達に際しましては、起債の種類にもよりますが、基本的に20年、30年と長期に借り入れるものについては公的資金を優先いたしまして、10年以内の償還が可能なものについては民間資金を活用しているところでございます。

また、本市の市債全体の20%を占めております過疎対策事業債につきましては、公的資金がその引き受け先となっていることも要因と考えているところでございます。

参考までに申しますと、茨城県の公的資金、民間資金の割合でございますが、公的資金が76%、民間資金が24%でございます。

今後につきましては民間資金の割合が高くなることも考えられますので、それらの影響について検討し、市債残高の状況、今年度の負担の見通し、公的資金の動向などを考慮いたしまして最適な引き受け先を選択し、資金調達を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 民間資金の割合が今後増えてくるのではないかという予想がされますけれども、この民間資金の借り入れ条件の調査をして実施しているという答弁がありました。具体的にその内容をお伺いしたいんですけれども、借り手である本市とおのおの銀行が、借り入れ条件について1対1で交渉して最終的に条件のよい金融機関を決定されているのか、それとも複数の金融機関による入札引き合い方式を採用されているのか、その辺具体的にお伺いしたいんですけれども。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 決定に当たりましては、市内にあります7つの金融機関、これは全ての金融機関でございますけれども、こちらに対しまして借り入れ条件の調査票の提出を依頼いたしまして、提出のありました金融機関のうち最も借り入れ利率の低い金融機関に決定しているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 各金融機関は、現在預貯金の増加はしておりますけれども、貸出額が伸び悩んでいるという状況であります。この状況のもとで、自治体向けの貸出金額というのは非常に大きいために、預金に対する貸し出し割合である預貸率——預金額と貸し出しの利率でありますけれども、これを高めることができると金融機関にとっては経営指標の改善になる効果があります。ですから今、地方債の市場は借り手が優位な状態にあると考えられております。したがって、複数の金融機関による入札引き合い方式によれば公正な競争によって透明性が確保され、今の市場環境においてはスプレッドの低減ができる可能性が高くなると考えられます。以上の考え方とこの方式の採用についてのご所見をお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 入札引き合い方式につきましては、公正な競争によりまして条件決定過程の透明性が確保され、安定した市場環境ではさらに有利な条件が可能になるものと考えているところでございます。

現在当市で行っております市内金融機関を対象といたしました条件調査による引き受け先の決定方法につきましては、基本的に入札引き合い方式と同様であると考えているところでございますが、競争性、透明性の見地からより有利な借り入れができる方法について研究してまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） よろしく検討のほうをお願いいたしたいと思っております。

先ほどの運用資金に当たっては、市の公金運用方針に基づいて行っているということをお伺いしておりますけれども、資金調達においてもその方針というのは定まっているのでしょうか。そしてまた、全体として資金調達と運用に関しての財務活動管理方針というのは本市としてあるのでしょうか。その辺をお答え願いたいと思っております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 資金調達におきましては、借り入れ時点におきます財政状況に応じて、金融市場の動向を踏まえまして最も有利な方法により借り入れることで進めているところでございます。お尋ねの財務活動管理方針につきましては、資金管理の改善に調達、運用の両面から一体的に取り組む方針として認識しておりますが、当市においては策定していない状況でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 先ほど例にとりました各務原市は、きちんとそういった財務活動管理方針を定めて、それにのっとって運用した結果、借り入れを有利に進めることができたという、そういった結果が出ております。お忙しいとは思いますが、そういった管理方針を本市としてもぜひとも作っていただきたいなと思っております。そして知識の継承、そういったものは部署がかわってしまうとなくなってしまうというようなことではなくて、積み上げたそういった方針をきちんと継承できるような形をとっていただきたいなと思っております。

最後、各務原市の事例で最も参考になると思われるのは、資金調達においてどのような部分か

具体的にお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 各務原市の利息額を抑制する取り組みでございますけれども、10年以内の償還期間での借入れや利率見直し方式、さらには据置期間を設けないなどの取り組み、これらが参考となりますので、今後検討内容とさせていただきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。各務原市のレポートを見たんですけれども、最後のまとめというのが非常に参考になりますので、紹介させていただきたいと思います。

借入れの見直しは気づきと決意さえあれば財政課のみで完結できるが1つ。それほど手間がかからず一定の成果が期待できる。また手つかずの団体であればあるほど効果大きい。現状の意味を確認し最適な方法をしっかりと選択すべきだ。先ほど出ました地方公共団体金融機構の地方支援部は活用し倒すべきだ。また、各団体は出資者であり遠慮は要らないんだ。最後に、ほかの業務にもいい影響があり、成功体験したことで業務の見直しや新規事業に課員がそれまで以上に積極的に関与するように変化した。こういったことが最後のまとめとして述べられておりました。具体性が非常に参考になるなという気がいたします。

資金の運用、そして調達に関して先進自治体の研究と、そしてまた本市独自の調査、研究をされて、その実践の結果が市民に資するものであるなら、ぜひともその成果を市民へ報告していただきたいなという期待をいたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、入会林野についての質問にご答弁いただきました。非常に悩ましい問題でございます。

入会林野は、先ほど答弁がありましたように代表者にだけしか納税通知書が行きませんので、それ以外の方は納税通知を受けていないので、本当に認識がだんだん薄くなってしまって、その相続も滞ってしまうという状態が続いて、もう何代にもわたらないとその所有者がわからなくなってきているというのが現状でございます。ですから、20人で所有している共有林が実際集金できるのはその半分とか5人とか、そういったのが現状でありまして、また、集金するのも少額ですけれども、遠いところに電話して振り込んでもらったり、そういった手間が非常にかかっているといった状況が続いております。何とかならないのかというのが現状でありまして、国もやっと昨年4月ごろから動き出したという話は聞いておりますが、まだまだ具体性がございません。本当にその処方箋というのは難しいところであります。

私事ですけれども、私も共有林を持っていたんですけれども、納税通知書が来ていませんでしたので、お金を払っていたんですけれども、よく調べてみたらもう既に売買されていたということがありまして、私は何年間お金を払っていたのかなというところがありました。そういったこともたまにはあるかもしれません。そういった意味で、市民の悩みにしっかりと、それは無理ですよとぶっきらぼうに答えるのではなくて同じ悩みを共有してあげて、しっかりと対応していただきたいなと思っております。

若干お時間をいただきまして引用文を、その処方箋の1つとして述べさせていただきたいと思



いますので、参考までに。これは三菱UFJリサーチ&コンサルティングの阿部さんという方が、処方箋の1つとしてこういった文書を出しております。最後にちょっとお時間をいただきまして読ませていただきますので失礼いたします。

仮に利用する見込みがない土地、管理することができない土地であっても、先代から相続した土地の所有権を自分の代で処分することには現所有者もとまどいがあることが多い。一方、受け取る側も当面利用する見通しがたたない土地の所有権を持つには、自治体であっても管理に係る予算措置や議会議決も場合によっては必要となり、一概にその引き受けはできない。そこで一度に所有権を属人から属地、要するに地域に移すような仕組みではなく、穏やかに属人から属地にシフトしていく権利移転のあり方を考えていく必要があると述べております。つまり利用権の第三者利用への寄与意思を登録する制度（リージョナルトラスト）を自治体が設けてはどうかと考えている。所有権は引き続き所有者が保有するものの、利用権を地域の公益的な利用、属地的な土地管理方針に基づく利用に信託するようなものであり、受け取る自治体側はすぐに所有権を持つわけではないが、ストックしておいて一定のまとまりが生じたり、利用意向が得られた場合には、その土地の利用権を設定するというような、ちょっと長く続くんですけども、若干そういった処方箋というのを提案されている方もいらっしゃいます。

そういった意味で、この共有林野の問題も、また土地所有者が不明という問題もだんだん増えてくるかと思えます。それは地方であればあるほど増えてくるかと思えますので、しっかり対応のほどをよろしくお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を終わりにいたします。